

IV-7-[4] 青少年と社会参加(抄)

〔昭和 54 年 7 月 5 日 青少年問題審議会意見具申〕

まえがき(略)

第 1 章 これからの社会と青少年(略)

第 2 章 社会参加の意味するもの

第 1 節 社会参加の意味

青少年と社会の両方からの課題として、「社会参加」という表現を用いたが、ここでいう「参加」という言葉の意味について考えてみたい。

青少年の社会参加ということは、いうまでもなく、形の上だけの参加、つまり、単に参加の形式を整えることではない。青少年自身が、自発的に進んで役割を遂行することによって、その集団や社会を自分たちのものと認識するようになる自主的選択の過程、さらに言えば、進んで新たな社会を創造していく過程が参加である。

ア. まず、最も単純に言う、参加とはある集団や組織にまず所属することである。しかし、これはただ、そこに「いる」ことにしたに過ぎない。

イ. 次に、その人が、その所属する集団に対してある種の帰属意識を持つようになり、これは私の集団なのだと思えるようになるのが参加の第 2 の段階である。それによって、集団と主観的にかかわりを持つようになったとき、集団を自分の「ものにした」のである。

ウ. さらに、その人が、集団の中での自分の立場を認識し、進んで分担した役割を果たすことによって、集団内で安定した位置を得る。それは、その人に他の成員との連帯の必要を感じさせ、集団の目標に向かって力を合わせて活動することにつながる。つまり、集団の一員として、活動に参加することであり、事を「する」のである。この段階で参加という本来の意味に近づく。

エ. 所属している集団や組織の中で、その活動に参加するのにとどまらず、広い視野と意欲を持って、集団のわくを越えて、あるいは、その集団として、広く社会に「かかわっていく」。小さな集団の中に閉じこもらずに、自発的意思で社会にかかわり、そこで積極的に役割を遂行していくことが、まさに参加である。

オ. 参加は、行動を自主的に選択し、社会にかかわっていくというだけではない。

社会は、主体的個人の相互依存から成り立っている。自己を社会にかかわらせていくとき、やがて、利己を越えた利他、奉仕の精神につながっていき、参加はより深まる。自分が社会によって、人によって生かされているのを知ったときに初めて、社会の中で自分を生かすことができる。したがって、「人のためにする」ことは、参加の最も基本的な要件である。

第 2 節 参加と青少年

以上のような社会への参加行動が、青少年に何をもたらすかについて考えたい。

人は、たった一人で生きられるものではない。したがって、社会参加の行動は、青少年自身にとって欠くことのできない営みであり、人格形成上の発達課題そのものである。

社会への主体的な参加によって、青少年は、自らを社会化(社会的な人格につくり上げること。)させ、また、その場での役割を

身に付けていく。こうして、行動を通して自分を社会の中に位置付け、あるいは社会を自分に取り入れることによって、自分とは何かというしっかりした自己認識を獲得する。

別の見方をすれば、青少年の社会参加は、青少年の危険な心理状態、例えば、孤独、不安、不信、無力感、混迷などというマイナスの側面を克服するためにも必要な営みなのである。

青少年期における発達上の課題の中で、最も大切なのは、自己の確立である。すなわち、青少年が、成長に伴いながら次第に自分が何であるかを考えるようになり(自己認識)、自分の個性や能力をつかみ取り、自立して行動すること(自己独立性)を学び、しかも、社会の人間関係のなかで、自分の態度の一貫性(自己同一性)を保ように発達していくことである。さらに、これには次のような内容が含まれる。すなわち、

第1に、自分はずねに一貫した結論と行動をとる自分であるという意識と、そこからくる自分に対する確固たる自信が持てること。

第2に、自分の将来の社会的役割にかかわる目標づくりがされており、それを目指す自分の使命感があること。

第3に、他人に親近感を持ち、愛情と思いやりの心に裏付けられた人間関係を保つこと。

第4に、ささいな刺激に感情的に揺れ動かされず、情緒的に安定した状態が保てること。

第5に、いたづらに自己卑下をしたり、自己否定をしたりせず、自分自身を正しく評価し、したがって自己受容的になること。

などである。

こうした人格形成上の発達課題である自己の確立は、具体的な、しかも、社会的な場面場面における行動を通じてなされる。仲間集団や学校や職場など具体的な場での社会参加を果たしていくことが、自己充実感を得る手掛かりになり、自分というものの存在の確認にもなる。それによって、青少年は自己を確立し、心理的に安定する。

第3節 責任ある社会行動の展開(略)

第5章 青少年の社会参加と行政の役割

第1節 行政姿勢の見直し

青少年の社会参加を盛んにするためには、青少年がそれぞれの生活の場や、成長段階に応じて自ら行う参加努力と、それを育成・助長する親、教師など指導者の不断の努力が必要であるが、同時に重要なことは、行政の果たすべき役割である。

近年、国及び地方公共団体における青少年施設は格段に拡充してきたが、青少年の社会参加の育成・助長という視点から見ると、なお多くの問題がある。

最も基本的なことは、行政がその姿勢を見直すことである。

第1は、行政が青少年の参加について十分な配慮をしているかということである。

中央・地方における青少年行政が、各種の施策を計画・立案するに当たって、急激な社会変化の中における青少年の希望や期待などをつねに的確にとらえ、また、各種施設の推進に際して、青少年や関係者に十分にこれを理解させ、積極的な参加、協力が得られるように努めることが重要である。この点、かなり改善されてきてはいるが、まだ決して十分とは言えない。

第2は、行政領域の広がりや青少年の参加を阻んではないかということである。

青少年行政が積極的に新しい施策を取り上げることによって、行政の領域が次第に拡大していく傾向がある。それ自体は悪いというわけではないが、その場合、すでにそこに芽生えているボランティア活動などに対する細かい配慮を欠くと青少年の自主的な意欲を減退させ、むしろ青少年の参加を阻害することになることに留意すべきである。

第3は、青少年行政の仕組みに整合性が欠けていることによって、青少年の参加が阻害される場合はないかということである。

周知のように、我が国の行政体系はいわゆるタテ割りであり、青少年行政も、中央各省庁においても分掌され、地方自治体に

においても分化している。その総合調整は多年の懸案であるが、今日その整合はまだ十分でなく、その影響は、地域現場の青少年にも及んでいる。青少年はこれに戸惑い、それが青少年の社会参加を阻んでいる一つの原因でもある。

第4は、一般行政と青少年参加とのかかわりにおける問題である。

青少年の生活は、青少年行政だけでなく一般行政と関わりを持つことも決して少なくない。それにもかかわらず、例えば、中央における青少年行政以外の一版行政関係の各種審議会などに、青少年の代表はほとんど加わっていない。国民生活にかかわる問題、例えば、国土開発、なかでも地域社会の開発計画に関する問題などは、青少年の積極的な参加が特に分野であるが、ほとんど参加の機会が与えられていない。

第2節 青少年の参加促進と行政政策の進め方

以上のような行政姿勢の見直しにたつて、中央・地方の行政がつねに青少年の社会参加を促進することに積極的に配慮し、次のような諸施策の推進を図ることが望まれる。

(1) 青少年の参加による施策の推進

ア. 青少年のための各種施設の設置に当たって、その企画、準備の段階から必ず利用者である青少年の代表が参画することが必要である。それによって、設置の場所、設計、構造、設備、備えるべき器材などについて青少年の希望や期待を反映させることができる。

また、建設に当たっては、周辺環境整備などに地域の青少年が進んで協力参加することができるよう配慮することも必要である。参加することによって、青少年たちはその施設に一層親しみ、自分たちの施設として利用するという心構えを持ち、施設の維持や環境の保全などに進んで協力することにもなる。

イ. 施設にとって重要なことは、その管理と運営が目的に相応して適切に行われることである。したがって、行政は施設の管理者としてつねに適任の人を配置することに努めるとともに、青少年の代表が施設の運営に参加できるよう措置すべきである。

また、施設の利用時間が制限されているために利用しにくいという場合が多いが、職員の時差出勤などによって時間延長ができるよう配慮するほか、延長時間に関しては、青少年団体が自主的に運営できるような工夫を加えることも必要であろう。

さらに、施設によっては、その運営について青少年団体などにそのすべて、あるいは一部を委託することも検討する必要がある。

ウ. 近年、非常に盛んになってきた青少年の国際交流事業についても、青少年団体などが自主的に実施するものを奨励するとともに、行政が実施する場合でも、その計画、実施についてできるだけ多くの青少年が参画できるように措置することが望まれる。

また、国際交流を単なる視察、見学にとどめることなく、民泊の実施、青少年との交歓、共同ボランティア活動への参加などの建設的な工夫を加えることによって、一層の意義を期待することができるであろう。

エ. 今日、行政が実施している事業、例えば、国際交流事業のうちには、直接行政が実施にあたらなくてもよいものがあると思われる。したがって行政は、可能なものから順次、青少年団体その他関係団体などに、その実施業務を委託することについて真剣に検討すべきである。

オ. 青年学級その他行政が計画、実施する学習機会や、青少年にかかわる各種の行事などについても、青少年の希望や期待を吸収できるよう十分に配慮するとともに、できるだけ青少年の自主的な企画や実施に委ねる方向で努力すべきであろう。

(2) 青少年活動に対する援助

ア. 青少年が、団体又はグループで行う自主的な各種の参加活動について、行政は、これを奨励、助長するために、機会の設定、活動器材などの提供、財政援助など、積極的な援助を行うことが望ましい。

イ. 青少年団体などがその活動を盛んにするために設置する各種の施設についても、建設資金の補助や税の減免措置などについて行政が積極的な支援を行うことが期待される。

ウ. 最近、全国各地で青少年のボランティア活動が活発化していることは喜ばしいが、これをさらに拡充していくために、行政は、指導者の養成、財政援助など各種の援助を行う必要がある。また、その活動を盛んにする地域拠点として、各地の社会福祉協議会などに設置が進められている「ボランティア活動センター」に対しても、青少年行政、社会教育行政など関係行政が協力し、積極的な援助を行うことが望まれる。

エ. 我が国の国際協力活動を一層充実していくことは、これからの大きな国民的課題である。その意味で、青年海外協力隊の活動は、これまで開発途上諸国の発展のために大きな役割を果たし、高く評価されており、この活動は今後ますます拡充、強化される必要がある。

同時に、これに準じて行われる青少年団体などによる民間の国際協力活動もあるが、財政上の制約など困難が多い。したがって、行政は、これら民間の活動に対しても、積極的な援助を行うことが必要である。

(3) 青少年参加の啓発、情報・資料の提供

ア. 青少年の社会参加を盛り上げていくためには、これまでに述べてきたように行政が進んで参加の機会を設けるように配慮するほか、広く青少年に対して社会参加の意義などを理解させることが大切である。行政は、あらゆる機会に啓発のための努力を進めるべきである。

イ. 青少年の中には、社会参加の意欲を持ってはいても、参加の機会や方法を知らないものが少なくない。したがって、社会参加を進めるための適切な情報や資料を、できるだけ豊富に提供するのも行政の役割である。オリンピック記念青少年総合センターその他の施設において実施されている「青少年活動相談事業」などはその一例であるが、全国的規模で一層の拡充が期待される。

ウ. 行政がこのような役割を果たすための基本的な課題として、中央に「青少年問題に関する総合研究機関」や「青少年情報センター」を設立するよう、本審議会はこれまでにしばしば提言してきたが、まだ実現していない。この際、この実現を目指し真剣に検討されることが望まれる。

(4) 指導者の養成と配置(略)

第3節 社会的基盤の強化

青少年の社会参加を促進するためには、以上のような諸施策が進められることと並行して、社会基盤を強化するための努力も非常に重要である。

(1) 社会参加活動についての評価の確立と条件の整備

ア. 文部省の新学習指導要領の目指すところに従い、在学青少年の社会参加活動を大いに奨励するとともに、その活動体験を評価の対象にして位置付ける必要がある。

それによって、当然、高等学校、大学などにおける入学試験においては各種の社会参加活動が評価され、また、高等教育においても単位として認めることについて今後の課題として検討されるべきである。

イ. このように、社会参加活動に対する評価が確立してくれば、すでに一部の企業では職員の採用に当たってこのような評価が行われているところであり、行政は、公務員の採用試験に際して社会参加の体験を資格要件として評価することについて検討を急ぐべきである。

ウ. また、公務員の研修に際して、ボランティア活動などの社会参加活動を取り入れることを考慮することや、さらに、公務員が有意義な社会参加活動に携わる場合には、諸外国の例に準じて有給休暇を与えることができる制度を設けることについても検討すべきである。

エ. 青年が、青年海外協力隊など長期にわたるボランティア活動に参加する場合、最も大きな障害は、職場における身分の保障である。

国家公務員の場合は、いわゆる「派遣法」によって現職のままの参加が可能となったが、地方公務員の場合には、まだ条例などの整備が十分でないために参加を断念したり、退職して参加するという者が少なくない。早急な改善が期待される場所である。

オ. 社会参加活動に対する評価、有給休暇や身分保障に関する制度などが行政において確立されれば、民間企業などにも大きく波及していくことを期待することができるであろう。

そればかりではなく、行政は、企業などに対しても積極的に働きかけるべきである。

(2) 国民運動の推進(略)

第4節 青少年行政の仕組みの改善

本審議会は、国及び地方公共団体などの青少年対策を拡充、強化することを目指して、さきに「青少年に関する行政施策の基本的な考え方について」の答申を行った(昭和47年6月)。

その中には広範にわたる意見が述べられているが、特に青少年行政の在り方について、第1に青少年行政の位置付けを高めてその姿勢を整えるべきこと、第2に、行政施策の重点方向を明確にして推進すべきこと、そして第3に、青少年行政の総合的推進のために画期的な方策を講ずるべきこと、について述べている。

特に強調されているのは、青少年行政の諸施策がつねに長期的視野にたつて考究され、しかも広く各省庁にまたがる施策の多面性を総合的に調整し、長期的総合計画をもって推進されねばならないということである。そして、そのために、青少年行政の総合的な仕組みの在り方について、根本的な検討を加えるべきことを提言している。このことは、前にも触れたように、青少年の社会参加を盛んにするための行政の役割を考えるうえでも、今日、なお極めて重要な課題であると思われる。

したがって、政府はこの際、各省庁における行政姿勢と施策とを「青少年と社会参加」という視点にたつて見直し、

第1に、関係各省庁間、並びに国と地方公共団体との役割分担や協力関係などについて検討を加えるべきである。その際、地方公共団体が分担する施策が効果的に推進されるよう十分に配慮すべきである。

第2に、国の青少年施策全般にわたる企画、調査並びに総合調整に当たるべき総理府青少年対策本部は、その果たすべき役割と機能について検討を加え、業務体制の改善を図るべきである。

第3に、青少年問題審議会の果たすべき役割とその機能、権限などについて、その在り方を検討する必要がある。

第4に、このような青少年行政の基本的な見直しを進めていくに当たっては、青少年の保護育成に関する基本法を制定することなどについても検討する必要があるであろう。

いずれにせよ、青少年の社会参加を促進するために果たすべき行政の役割の重要性にかんがみ、青少年行政が長期的かつ総合的視野にたつてより効率的な施策を推進することができよう、大胆に改善を図っていく必要がある。